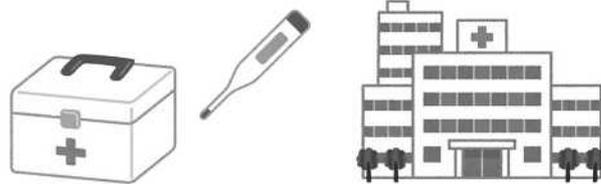


国民年金だより



障がい年金について

障がい年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。初診日(※1)に加入していた年金制度が「国民年金」の場合は「障がい基礎年金」、「厚生年金」の場合は「障がい厚生年金」を請求できます。

障がい基礎年金の受給要件	
1	障がいの原因となった病気やケガの初診日(※1)が次のいずれかの間にあること。 ◆国民年金加入期間 ◆20歳前 ◆日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間
2	障がいの状態が、障がい認定日(※2)または20歳に達したときに、国民年金の障がい等級表に定める1級または2級に該当していること(障がい者手帳の等級とは異なります)。 ※障がい認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障がい基礎年金を受け取ることができる場合がありますが、65歳の誕生日の前々日までに請求することが必要です《事後重症請求》。
3	次のいずれかの保険料の納付要件を満たしていること。 ◆初診日のある月の前々月までの加入期間のうち、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が全体の3分の2以上あること。 ◆初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。 ※初診日が20歳前の年金制度に加入していない期間にある場合は、納付要件は不要です。

※1 初診日

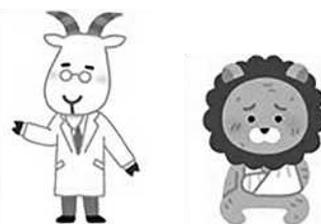
障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日をいいます。同一の病気やケガで転医があった場合は、一番初めに医師の診療を受けた日が初診日となります。

※2 障がい認定日

障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やケガについて初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やケガが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

障がい基礎年金の額(年額)	
1級	
昭和31年4月2日以後生まれの方	1,020,000円+子の加算額
昭和31年4月1日以前生まれの方	1,017,125円+子の加算額
2級	
昭和31年4月2日以後生まれの方	816,000円+子の加算額
昭和31年4月1日以前生まれの方	813,700円+子の加算額
子の加算額	第2子まで:(1人につき) 234,800円 第3子以降:(1人につき) 78,300円
※子とは…18歳になった後の最初の3月31日までの子 20歳未満で国民年金の障がい等級1級または2級の状態にある子	

障がい厚生年金の相談・手続は、年金事務所です！
障がい基礎年金については、市役所および年金事務所で相談・手続きができます。



国民年金保険料の法定免除制度があります

障がい基礎年金の受給が決定した方は、国民年金保険料が免除となる「法定免除」を受けることができます。障がい年金受給決定後に日本年金機構から送られてくる「年金証書」を持参のうえ、市役所または年金事務所で手続きを行ってください。

●障がい基礎年金についての 問合せ / 申請先●

医療保険課 年金係 ☎0948-22-5504

※障がい基礎年金の相談は各支所では行っておりません。本庁年金係のみでの相談となります。

直方年金事務所 (日本年金機構) ☎0949-22-0891 (自動音声案内が流れます)